

一般社団法人日本プレイセラピー協会 定款

作成：令和6年11月27日

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本プレイセラピー協会という。英語では Japan Association for Play Therapy (JAPT) と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、倫理性に準じた質の高いプレイセラピーと治癒的遊びを推進する国内外の組織および専門家と連携し、以下の実践を通して、心理的支援を必要とする子ども・若者・家族やその支援者のウェルビーイングを実現することを目的とする。

- a. 日本全国の心理専門家が実施するプレイセラピー（遊戯療法）の質を高めること
- b. 日本全国の治癒的遊び（セラピューティック・プレイ）実践者が実施する治癒的遊びの質を高めること
- c. 災害時や緊急時における子ども・若者・家族やその支援者への治癒的遊びを用いた心理的支援を啓発・普及すること

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) プレイセラピー・治癒的遊びを推進する国内外の組織および専門家とのネットワーキング事業
- (2) プレイセラピー・治癒的遊びに関する情報提供や研究成果の普及を行う啓発・普及事業
- (3) プレイセラピー・治癒的遊びに関するトレーニングやスーパービジョンなど、主に国内の心理専門家と治癒的遊び実践者に研鑽を積む機会を提供する研修事業
- (4) プレイセラピー・治癒的遊びに関する研究・発表をおこなう研究事業
- (5) 緊急時における子ども・若者・家族やその支援者への治癒的遊びを用いた心理的支援をサポートする緊急支援事業
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な諸事業

第3章 会員及び社員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 専門会員（正会員） 当法人の目的に賛同し、心理臨床についての知識および経験を有する者（臨床心理士、公認心理師、医師、またはそれに準ずる専門家）で、理事会によって入会が適切であると認められた者
- (2) 一般会員 当法人の目的に賛同し、子ども・若者や家族と関わる上記（1）の専門家以外の者
- (3) 学生会員 当法人の目的に賛同する、心理学や隣接領域の学生
- (4) 賛助会員 当法人の目的に賛同し活動を支援するために入会した、個人及び団体

(入会)

第6条 当法人の目的に賛同し、第5条の規定に基づき会員になろうとする者は、理事会で別に定める入会申込書を当法人に提出しなければならない。

2 理事会は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の権利及び義務)

第7条 会員は、当法人が主催する諸事業及び諸活動に参加することができる。ただし、一般会員、学生会員及び賛助会員は法人の運営への参加はできない。また、高度な専門性や知識を必要とする活動については、参加できる会員の種別を理事会によって別に定めることとする。

2 会員は、当法人が定める倫理規定を遵守しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、会員の資格に応じ別に定める基準により会費を納入しなければならない。

2 前項の会費のうち、正会員については一般法人法第27条に定める経費とする。

(休会)

第9条 会員が、都合により一時活動を停止しようとするときは、理事会にその旨を届け出て休会することができる。休会中の会費は、理事会が別にこれを定める。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡、もしくは失踪宣言を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第11条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議に基づきこれを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 2 会員を除名しようとするときは、当該会員にあらかじめ通知し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。
 - 3 理事会は、会員を除名したときは、除名した会員に対してその旨を通知しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の会費およびその他の抛出金品は、理事会が別に決める規定以外では返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第14条 当法人の社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名

- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) その他社員総会として決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第16条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 総社員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項等、日時及び場所を示した書面又は電磁的記録の方法により、開会の日の1週間前までに通知しなければならない。

(定足数)

第18条 総会は、法令及び本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の3分の1以上の出席をもって成立する。

(議長)

第19条 総会の議長は代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは副代表理事がこれを代行する。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第 21 条 総会の決議は出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録の方法をもって議決権を行使し、又は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することが出来る。この場合においては、第 18 条及び第 21 条の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第 22 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について社員全員が書面又は電磁的記録の方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。この場合においては理事会においてその手続きを定めるものとする。

(議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名する。

第 5 章 役員

(役員設置)

第 24 条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
 - (2) 監事 1 名以上
- 2 理事のうち、代表理事を 1 名、副代表理事を 1 名、業務執行理事を 1 名とする。
- 3 前項の代表理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、監事は、社員以外の有識者の中からも選任することができる。

2 代表理事、副代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等内の親族（これらの者の準ずるものとして、当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む）である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を執行する。

4 業務執行理事は、本会の業務を執行し、代表理事及び副代表理事に事故ある時又は欠けた時には、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残存期間とする。また、増員された理事の任期は他の理事の残存期間と同一とする。

3 理事又は監事は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 29 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 理事がその専門性による職務を執行する場合には、理事会で別に定めた業務委託費を支払うことができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事、副代表理事、業務執行理事の選定及び解職

(4) 理事会として総会に付議する事項の決定

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合には、開催の日の 3 日前までに全理事及び監事に通知を発しなければならない。ただし全理事及び監事の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは副代表理事がこれにあたる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録の方法をもって決議に参加できる。その場合、当該理事は理事会に出席したものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 37 条 当法人の目的を達成するため、理事会の決議に基づき必要な委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の承認を経て代表理事が委託する。

3 委員会は、目的とする事項について調査・審議し、事業を遂行する。

4 委員会は、理事会の決議に従ってその業務に当たり、その結果を理事会に報告する。

5 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、代表理事が別に定める。

第 8 章 顧問

(顧問)

第 38 条 当法人に 3 名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者及び当法人の運営において功労のあった者のうちから理事会の推薦及び承認によって選任し、代表理事が委託する。

3 顧問は、当法人が執行する事業に関する専門的指導と助言を行うため、理事会に参加することができるが、議決権をもたない。

4 顧問の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

5 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第9章 事務局

(事務局)

第39条 当法人の庶務ならびに会計を行うための事務局を設置し、必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の決議を得て代表理事が委託し、職員は代表理事が任免する。
- 3 事務局の運営に関する必要事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(剰余金)

第 43 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 44 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 45 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により代表理事が別に定める。

第 12 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 47 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 48 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 13 章 公告の方法

(公告)

第 49 条 当法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 補則

第50条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

2 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附 則

1 当法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和7年6月30日とする。

2 当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 大野木嗣子 清田真由美 本田涼子 土居真実 和田京 工藤真祐子

設立時代表理事 大野木嗣子

設立時監事 穂坂光紀 筒井さち子

3 当法人の設立時社員の氏名は、次のとおりである。

設立時社員 大野木嗣子

設立時社員 清田真由美

4 当法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

専門会員 個人 5,500円

一般会員 個人 3,000円

学生会員 個人 1,500円

賛助会員 個人 1口2,500円(1口以上) 団体 1口3,500円(1口以上)

5 任意団体日本プレイセラピー協会に属する権利及び義務の一切は、この法人が継承する。

令和6年11月27日